



令和5年3月31日
大臣官房官庁営繕部

営繕工事の生産性向上に向けた取組みを確実に推進します ～営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を再整理～

国土交通省官庁営繕部では、営繕工事における生産性向上に向けた取組みを確実に推進していくため、関係者間調整*の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を別紙のとおり再整理し、地方整備局等に通知しました。

※発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

- ・ 令和6年4月1日から労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、営繕工事における生産性向上に向けた取組みを確実に推進していく必要があります。
- ・ これまでも官庁営繕部では、平成30年に営繕工事で施工段階の関係者間調整の円滑化のために発注者として実施する事項を取りまとめ、営繕工事における生産性向上に取り組んできたところです。
- ・ 今般、上記で取りまとめた事項に設計段階の事項を加えるなどして、営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を再整理しました。

■発注者として実施する事項の概要

以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組むこととしています。

○設計段階

- ・ 設計条件の明示
- ・ 適切な設計図書の作成に向けた取組み
設計業務プロセス管理
図面の整合性
設計段階における施工条件の確認
指定仮設の確認

○施工段階

- ・ 余裕期間の設定
- ・ 遅滞ない設計意図伝達等
- ・ 納まり等の調整の効率化
- ・ 情報共有や検討等の迅速化
- ・ 設計図書の変更への対応

※今回、下線の項目を追加するとともに、それ以外の項目についても内容の拡充等を行っています。

[添付資料]

別添：営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化（概要）

別紙：営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項について

【問い合わせ先】

国土交通省 大臣官房官庁営繕部 整備課 大谷

TEL：(03)5253-8111(内線 23433)、(03)5253-8239(直通)

営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化(概要)

- 令和6年4月1日から労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、**営繕工事における生産性向上に向けた取組みを確実に推進していく必要がある。**
- そこで、発注者が設計条件の明示とその履行状況の把握を適切に実施し設計の品質確保につなげること、遅滞ない設計意図伝達により現場への指示等を適時に行うことなど、これまで取り組んできた内容を含め、特に**営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整※1の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を再整理。**

※1:発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

生産性向上のイメージ

【設計段階】

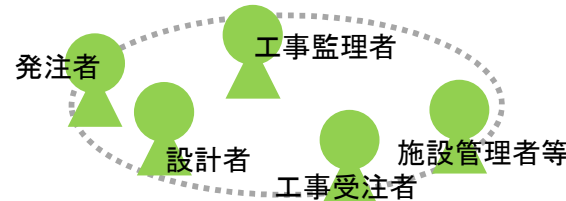
発注者が設計条件の明示や設計業務プロセス管理等の取組みを行うことで、適切な設計図書の作成につなげる

【施工段階】

発注者が余裕期間制度を活用した発注や情報共有の迅速化等のための取組みを行う



営繕事業の各段階(設計段階、施工段階)において、関係者間調整が円滑化



営繕工事の
生産性向上

以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組む

【設計段階】

(1) 設計条件の明示

- ◇諸条件の整理と適用基準
- ◇敷地や周辺の状況

(2) 適切な設計図書の作成に向けた取組み

- ◇設計業務プロセス管理
- ◇図面の整合性

- ◇設計段階における施工条件の確認
- ◇指定仮設の確認

【施工段階】

(1) 余裕期間の設定

- ◇制度を活用した発注

(2) 遅滞ない設計意図伝達※2等

- ◇設定された期限の遵守を契約図書に明記
- ◇ワンデーレスポンス(工事受注者と監督職員間)

(3) 納まり等の調整※3の効率化

- ◇納まり等の調整用図面作成の効率化
- ◇BIMの活用促進

(4) 情報共有や検討等の迅速化

- ◇関係者が一堂に会する会議の早期開催
- ◇情報共有システムの活用促進
- ◇遠隔臨場の活用促進

(5) 設計図書の変更への対応

- ◇必要となる場合の設計図書の変更
- ◇設計変更ガイドライン(案)の参照

※2:施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等
 ※3:工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整

営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために
営繕事業の各段階において発注者として実施する事項について

令和6年4月1日から労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、営繕工事における生産性向上に向けた取組みを確実に推進していく必要がある。

建設工事においては、設計図書(公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に規定する設計図書をいう。以下同じ。)の記載内容に関する確認への対応を含む現場への指示等(工事受注者に対する発注者の指示、承諾又は通知)の遅れが手待ちを生じさせ、生産性を低下させる大きな要因となる。また、現場への指示等に先立ち、発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者の間での調整が必要となる場合が多い。

そこで、発注者が設計条件の明示とその履行状況の把握を適切に実施し設計の品質確保につなげること、遅滞ない設計意図伝達により現場への指示等を適時に行うことなど、これまで取り組んできた内容を含め、特に営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を再整理し、下記のとおり取りまとめた。

営繕事業の実施に当たっては、下記事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組むこととする。

記

1. 設計段階

(1) 設計条件の明示

設計業務の発注にあたっては、適正な履行期間を設定するとともに、次の①及び②に掲げる事項等に留意しつつ、発注者が求める設計条件を十分整理し、これらを適切に設計仕様書に反映させることが必要である。

① 諸条件の整理と適用基準

企画立案段階において、設計対象の施設に対するさまざまな要望や諸条件について十分に整理することが必要であることから、各種施策への対応及び施設管理者や入居官

署等の要望等について関係者と確認・調整を行う。

設計業務の発注にあたっては、これらの確認・調整の結果のほか、適用する標準仕様や基準類等の有無を含め、設計条件を整理して設計仕様書に明示する。

② 敷地や周辺の状況

敷地や周辺の状況は設計内容に与える影響が大きいいため、敷地の境界や高さ、土質や支持層等についての調査状況や周辺のインフラの状況のほか、地方公共団体が公表しているハザードマップ等、敷地や周辺の状況に関し考慮することが必要な情報について確認することが重要である。設計者がその他必要となる情報を収集のうえ、考慮することが必要な情報を円滑に把握することができるよう、これらの情報の確認状況について設計仕様書に明示する。

(2)適切な設計図書の作成に向けた取組み

工事の契約における設計図書が適切に設計条件を満たし、齟齬なく必要な情報を明示したもとして作成されるよう、次の①から④に掲げる事項等に留意しつつ関係者間での確認、調整等を行う。

① 設計業務プロセス管理

設計業務を進めていくなかでは受発注者間で多くのやりとりが発生するため、伝達漏れや認識のずれなどが起きることがある。このため、設計業務において、質疑・要望や確認事項、これらに対する回答・対応状況等を一覧表に整理するなどして、設計条件や質疑・要望への対応状況(設計図書への反映状況を含む)の「見える化」を図る。これにより、伝達漏れや認識のずれを防ぎ、工事の円滑な進捗にもつながることが期待できる。

② 図面の整合性

意匠、構造、設備などの複数の分野にまたがった工事のため、分野ごとに作成される設計図書において、異なる分野の図面間の不整合が発生することがある。同一分野内、異なる分野間を問わず図面の不整合が発生しないよう、設計者が適切に対策を講じていることを確認する。

特に改修工事においては現場と図面内容に不整合が発生することがあるため、設計者が可能な限り正確に現況を把握して設計に反映させるよう適切に対策を講じていることを確認する。

「官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針」(令和2年3月31日国営計第153号、国営整第170号、国営設第193号)における対象業務については、分野内及び分野間の整合が確保された図面の作成のため、BIM(Building Information Modelling)を用いた干渉チェックや実施設計図書の作成を指定項目として設定する。

③ 設計段階における施工条件の確認

仮設・施工方法等は工事受注者の責任において定めるものであるが、その検討のために必要となる施工条件を関係者間で確認し、工事発注に際して明示することが必要である。

このため、現場事務所や資材置場等の設置場所、作業動線や搬入ルートなどに影響を与えるような、設計対象の施設の敷地や周辺の状況について関係者間で確認する。

また、庁舎での執務を続けながら実施する改修工事において、執務スペースの移動、部分的に使用不可となるスペース、什器類の移動等が発生する場合がある。工事に伴う騒音や振動、作業員の出入りの発生に対して、入居官署の業務内容や近隣の状況などにより施工可能な時間や曜日等に制約がある場合も多い。これらの制約条件等についても関係者間で確認する。

④ 指定仮設の確認

③に示した施工条件の確認の結果、仮設・施工方法等を発注者が予め決定しておく必要があり、指定仮設として設計図書に明示する場合は、当該指定内容が③に示した施工条件を適切に踏まえたものとなるよう関係者間で確認する。

2. 施工段階

(1) 余裕期間の設定による工事受注者等の業務の平準化

「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」(平成27年12月25日国営計第75号ほか)において、「余裕期間制度については、柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できるよう積極的に活用すること。」とされていることを受けて、営繕工事においても余裕期間制度を活用しているところである。

余裕期間を設定することで、必要に応じて工事受注者等が関係者間調整の準備をすることも可能となると考えられることから、このような観点も考慮して余裕期間制度を活用した発注を積極的に行う。

(2) 遅滞ない設計意図伝達、質問・協議への対応

施工段階の関係者間調整を円滑化するためには、設計者の設計意図を工事受注者等に遅滞なく伝達するほか、工事受注者からの質問・協議への対応を迅速に実施することが不可欠である。このため、設計意図伝達業務委託においては、検討、報告等の期限が設定された場合はこれを遵守することなどを契約事項とするほか、工事受注者と監督職員の間においてはワンデーレスポンスに取り組む。

(3) 納まり等の調整の効率化

営繕工事においては、施工図等の作成に当たり、関連工事等との納まり等について、当該工事関係者と調整のうえ、十分検討することを工事受注者に求めている。次の①又は②に例示する各種ツールの活用の促進等に取り組む等により、納まり等の調整の効率化や関係者間調整の円滑化を図る。

① 納まり等の調整用図面作成の効率化

工事受注者が納まり等の調整を行うに当たって、施工上密接に関連する各工事の情報を一元化した調整用の図面を作成する場合は、使用する表示記号についてのルール作成等において、必要に応じて「総合図作成ガイドライン」((公社)日本建築士会連合会)を参照してもらうことなどにより、図面作成の効率化を図られるよう取り組む。

② BIMの活用促進

「官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針」における対象工事において、納まり等の円滑な調整に資する取組みを促進するため、BIMを用いた干渉チェックの実施を推奨項目として設定する。

(4) 情報共有や検討等の迅速化

関係者は設計意図を踏まえた納まり等の調整状況等についての情報を共有し、必要に応じて検討等を行うこととなる。また、そのうえで現場での指示等の内容として確定するため、監督職員の確認等が必要となる事項もある。これらのために必要となる調整を円滑化するため、次の①から③に掲げる取組みにより関係者間の情報共有や検討等の迅速化を図る。

① 関係者が一堂に会する会議の早期開催

工事全般に関する情報共有、質疑応答、懸案事項の調整・検討等を目的とし、工事着手以降速やかに、また継続的かつ適切な頻度で、施設管理者等を含む関係者が一堂に会する会議が開催されるよう、工事受注者と調整する。また、WEB会議の活用については「官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針」を踏まえて調整する。

会議においては、設計図書(質問回答書を含む。)の内容について関係者間の認識が共通のものとなるよう確認を行うほか、検討すべき事項を抽出し、各事項の検討に係る期限や担当する関係者を定め、関係者間で共有する。また、発注者が検討すべき事項について遅滞なく検討を行うとともに、他の関係者が検討すべき事項について検討状況を把握し、遅滞なく検討が行われるよう関係者間での調整を行う。

なお、会議は常に関係者が一堂に会する必要はなく、分野毎に必要な関係者のみに参加を求めるなど、開催時期や目的に応じて適切に参加者を設定する。また、会議

の内容に応じて必要な情報については参加者以外にも適宜情報共有されるよう、調整する。

② 情報共有システムの活用促進

情報の一元管理による情報共有の迅速化が図られるよう、「官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針」に基づき、原則として全ての営繕工事を対象に発注者指定により情報共有システムの活用を実施する。(ただし、小規模なもの、工期の短いものなど整備局等において実情に応じ除外するものを除く。)

③ 遠隔臨場の活用促進

監督職員の臨場に伴う工事受注者の手待ち時間の削減や確認書類の簡素化が図られるよう、「官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針」に基づき、原則として全ての営繕工事を対象に発注者指定により遠隔臨場の活用を実施する。(ただし、施工場所が近隣であるものなど整備局等において実情に応じ除外するものを除く。)

(5) 設計図書の変更への対応

設計図書の誤謬などによるもののほか、工事の当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが工事の進捗とともに生じた場合、改修工事において設計段階での現況把握が困難な箇所などについて現場と図面等の不整合が生じた場合など、工事内容の変更等が必要となる場合がある。

このような場合には、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(令和元年10月18日閣議決定)に、「工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行うものとする。」とされていることを踏まえ、適切に対応する。

なお、具体的には「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」(平成27年5月(令和2年6月一部改定))を参照する。